

中東呼吸器症候群(MERS)の対応について

別紙1

(1) 経緯

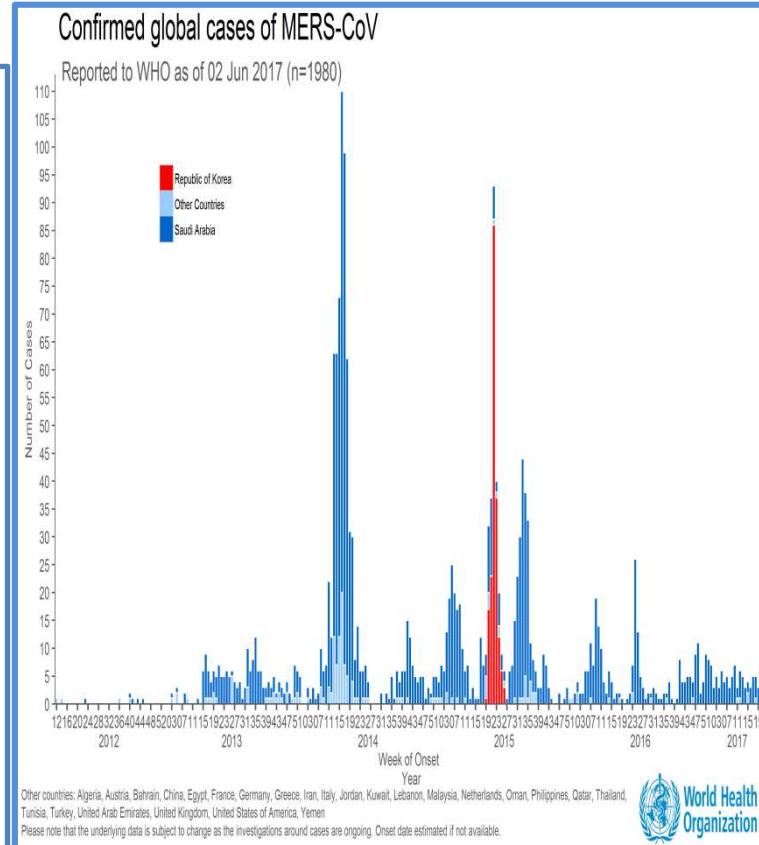
- 平成24年9月以来、アラビア半島諸国を中心に発生の報告がある重症呼吸器感染症
- 報告された診断確定患者数1,980名（うち、少なくとも699名死亡）【平成29年6月6日時点】
- 患者が報告されている主な国：サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなど（ほか、英国、オランダ、ドイツ、フランス、マレーシア、韓国、中国、タイ等で輸入症例等が報告されている）
- 基礎疾患のある人や高齢者で重症化しやすい
- 接触者間での限定的なヒトヒト感染あり
- ウィルスの保有宿主（感染源動物）としてヒトコブラクダが有力視されている

平成29年6月7日作成



(2) 厚生労働省の対策

- アラビア半島とその周辺諸国からの帰国者で、MERSの症状を示す患者についての情報提供を、地方自治体を通じて医療機関に依頼
(平成24年9月・11月及び平成26年5月16日)
- 地方衛生研究所等に検査試薬を配布し、検査体制を整備(平成25年2月)
- WHO等を通じた情報収集、一般国民への情報提供や検疫所のHPやポスター掲示を通じた注意喚起
- 平成27年1月21日付で二類感染症に位置づけ(入院措置が可能に)
- 自治体、医療機関、検疫所に対し、韓国のMERSの発生状況を伝達し、アラビア半島諸国からの帰国者への対応徹底を要請（平成27年6月1日）
- 韓国も検疫対象に加えると共に、自治体で迅速な対応のために検査対応を改訂（平成27年6月4日及び6月10日）※平成27年9月18日時点で、韓国の対応は解除したが、基準はそのまま残った。
- MERS対策に関する専門家会議を開催し国内発生時の対応等について検討し、体制を整備（平成27年6月9日及び7月17日）



MERS疑似症の定義について(まとめ)

別紙2

疑似症定義 (H29年改正 (案))	国内暫定通知 (H27月9月)	検疫所暫定通知 (H27月9月)	H27年1月通知
<p>以下の定義1または定義2に該当する患者をMERS疑似症とする 新</p> <p>定義1 患者が次の要件ア又はイに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合</p> <p>要件ア 38°C以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国(※1)において、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接觸歴(※2)があるもの</p> <p>要件イ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSであることが確定した患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSであることが確定した患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの</p> <p>※1 流行国:アラビア半島およびその周辺諸国 ※2 ヒトコブラクダとの濃厚接觸歴:ヒトコブラクダの鼻や口などとの接触(ヒトコブラクダから顔を舐められるなど)や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取と定義</p> <p>定義2 H27年1月通知の疑似症患者 (ただし、感染が疑われる患者の要件における「WHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域」は上記の「流行国※1」と読み替える。)</p>	<p>医師が、下記1のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERSへの感染が疑われると診断した場合</p> <p>ア38°C以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの</p> <p>イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接觸歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接觸歴があるもの ※対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国</p> <p>ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの</p>	<p>診察により、下記のア、イ又はウに該当する者をMERS疑似症患者(他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く)とすること。</p> <p>ア38°C以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈している者であって、発症前14日以内に流行国に渡航又は居住していたもの</p> <p>イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接觸歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接觸歴(未殺菌乳等の喫食を含む。以下同じ。)があるもの</p> <p>ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。以下同じ。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの</p>	<p><感染が疑われる患者の要件> 患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われる所以、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。</p> <p>ア38°C以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの</p> <p>イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接觸歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接觸歴があるもの</p> <p>ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの</p> <p><疑似症患者> 臨床的特徴を有する者で上記要件に該当し、分離・同定による病原体の検出又は検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出により病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認できたもの。</p>

赤字:「疑似症定義(H29年改正(案))」と「国内暫定通知」の相違点

-2:「国内暫定通知」と「検疫所暫定通知」の相違点